

《他の市区町村（滞在地）での不在者投票の方法》

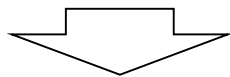
選挙の期間中、旅行や出張等で遠隔地に滞在し、草津町であらかじめ投票することができない方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。郵送で投票用紙等をやり取りするため、早めに請求及び投票をしてください。

●手順

- 1 投票用紙等の「宣誓書兼請求書」を草津町選挙管理委員会へ郵送又は持参してください。

宣誓書兼請求書は、草津町役場HP（草津町選挙管理委員会）から様式がダウンロードできます。

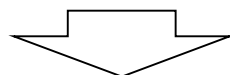
ダウンロードした様式には必ず自書で記入してください。



- 2 草津町選挙管理委員から投票用紙等を郵送します。

封筒の中に、ビニール袋に一式「投票用紙、投票用封筒（外封筒・内封筒）不在者投票証明書等」が入っていますので、ビニール袋は開封せず、公示（告示）日以降に滞在地の最寄りの選挙管理委員会へ持参して下さい。開封すると投票ができなくなります。

郵送の開始は、公示（告示）日の前々日からです。



- 3 滞在地の選挙管理委員会で投票を行い終了

《注意》

※ 請求書の草津町選挙管理委員会への提出及び投票用紙のやりとりには郵便を使用します。FAX、Eメール等は使えませんので、早めに手続きをするようにしてください。